

「中小企業経営強化税制」の概要

中小企業経営強化税制とは、中小企業等経営強化法に基づき「経営力向上計画」の認定を受けた事業者が、一定の設備投資を行う際に優遇措置を受けられる税制です。AP-Vision を新規で導入すると、即時償却 又は 取得価額の税額控除を申請頂けます。

※以下、中小企業庁ホームページ内「経営強化法による支援」にて詳細をご確認いただけます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

平成 29 年度税制改正大綱において、中小企業投資促進税制の上乗せ措置が「中小企業経営強化税制」に改組されました。「中小企業経営強化税制」は、中小企業等で中小企業経営強化法上の「経営力向上計画」の認定を受けたものが一定規模以上の経営力向上に著しく資する設備を取得又は製作し、指定事業の用に供した場合に、優遇措置を受けることが可能となる制度です。

「AP-Vision」は生産性向上設備（ソフトウェア）として認定され、JISA（一般社団法人情報サービス産業協会）への事前登録を実施しております。

●適用期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの期間

●対象企業

資本金もしくは出資金の額が 1 億円以下の法人（大規模法人（資本金もしくは出資金の額が 1 億円以下の法人）から 2 分の 1 以上の出資を受ける法人、もしくは 2 つ以上の大規模法人から 3 分の 2 以上の出資を受ける法人は除く）

資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が 1,000 人以下の法人
常時使用する従業員数が 1,000 人以下の個人

●優遇措置

■資本金 3000 万円以下・個人事業主

以下のいずれかを選択

- ・ 税額控除 10%
- ・ 即時償却

■資本金 3000 万円超～1 億円以下

以下のいずれかを選択

- ・ 税額控除 7%
- ・ 即時償却

※本制度の適用可否につきましては、必ず貴社ご担当の税理士、または所轄の国税局／税務署にご確認ください。

※手続き等の相談がございましたら弊社営業までお問い合わせ下さい。